

平成 21 年 5 月 29 日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2006-2008  
 課題番号：18530608  
 研究課題名（和文）戦前日本の学力調査・個性調査と教育評価—履修主義と修得主義の相克—  
 研究課題名（英文）A Study on Prewar Surveys of Academic Achievement and Personality  
 of Modern Japanese School in terms of Educational Assessment Research  
 :Focusing on Conflicts between Social Promotion System and Merit  
 Promotion System

研究代表者  
 山根 俊喜 (YAMANE TOSHIKI)  
 鳥取大学・地域学部・教授  
 研究者番号：70240067

研究成果の概要：1900年代後半（明治末期）以降，国民教育の徹底，なかでも学力の増進が国家的課題となる中で小学校生徒を対象に行われた学力調査（教育結果の把握）と個性調査（子どもの実態把握）について，その実施状況，目的，機能，理論的・実践的背景，2つの調査の関連および教育実践との関連などを検討し，学力到達度と関係なく進級・卒業させる制度のもとでの学力水準維持策の矛盾を考察した。

## 交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,400,000	0	1,400,000
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	630,000	4,130,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教育評価，学力，個性，学力調査，個性調査，試験，考查

## 1. 研究開始当初の背景

大学生の「学力低下」問題を皮切りに，2000年前後から日本の子どもたちの学力の水準や構造をめぐって学力論争が展開された。そのさい，学力の実態を示す実証的データが蓄積されていないことが問題となった。同時に教育の新自由主義的改革の一環として，各学校への教育資源の配分のデータとして学力調査の結果を使用しようとする動向も表れた。これらを背景にまず，都道府県など自治体レベルの学力調査が開始され，2007年には

文部科学省が全国学力調査を実施した。まさに「学力テストの時代」が現出した。

歴史的には，行政が行う学力調査は，1950年代後半から行われた全国一斉学力調査が有名だが，戦前にもこれに類する調査行われていた。1905年，文部省が関東地方の数校において実施した学力調査を皮切りに，これ以降1920年代を通じて府県，あるいは郡市，あるいは村，学校単位で行われた学力調査である。その背景には，普通教育の徹底，その為の学力向上といった政策的意図とともに，

第3次小学校令以降の修得主義型の進級制度から履修主義型のそれへの移行に伴って、等級・年級・学年といった形で存在してきた学力をある程度客観的に示す徴表が存在しなくなったことがあげられる。この状況は今日も同様である。また、この学力調査が流行した時代は、今日と同様、個性尊重の教育が隆盛をきわめた時代でもあった。

履修主義のもとで、学校外部の機関が行う学力調査にどのような意義と問題性があるのか。問題の歴史的発端を対象に検討してみようと考えた。

## 2. 研究の目的

本研究は、国民教育の「徹底」が政策課題となった明治30年代後半以降に発生した、(1)府県、郡、市町村、学校(群)単位で行われた小学生を対象とした学力調査(教育結果の調査と診断)(2)個性教育論を媒介に広汎に行われるようになった個性調査(子どもの能力・性格の調査と診断)という2種類の調査を中心に、それぞれの調査の目的と機能、すなわち、子どもの能力や性格のうち何が測られ、その構造や水準、差異がどのように把握されたのか、その結果がどのように処理され教育の改善に利用されたのか、さらに、個性調査(子どもの現実)と学力調査(教育結果)そして教育実践が相互にどのように関係づけられようとしたのかを明らかにする。

この作業によって、タテマエとしては「課程主義」をとりながら、実質的には「年齢主義」をとりつつあった明治末以降の義務教育にあって、学力の内実を保障しなくてよい「年齢主義」(または「履修主義」)のもとでおこなわれた「国民教育の徹底」「学力の向上」施策(すなわち「課程主義」ないし「修得主義」の施策)の矛盾とその帰結を明らかにする。

## 3. 研究の方法

第三次小学校令以降、小学校は、進級・卒業認定を日常成績の「考査」によって行うことで、その認定原理は等級制時代の「修得主義」から「履修主義」へと変化した。就学率の向上と「履修主義」が相まって、学年内(学級内)における学力格差が広がっていく。こうした中、壮丁教育調査などによって、学力低下と格差の広がりが見明らかになり、国民教育の徹底、学力増進が政策的課題となってくる。

こうした事態に対し、教育政策的には、教育目標・内容の管理の徹底(たとえば教科書の国定化)とともに、教育の結果(学力)を学校内部の考査ではなく、国、府県、郡、市町村等の単位で測定し、その結果を基に教育の改善を行おうとする動向が現れる。

同時に、同一学年生の個人間差異に応じた

指導を行うための基礎資料として学力、性の両面を含む個性調査を行うことが流行し、1927年の文部省訓令20号を経て1938年の学籍簿で制度化されるに至る。

学力調査の嚆矢は、1905年、学力調査による教育改善を求めた文部省普通学務局長通牒(当時の局長は沢柳政太郎)であり、長野県が行ったものは比較的よく知られ、検討が行われているが、他府県を含めた実施状況など、この時期に行われた学力調査の全体的検討は未着手と見てよい。調査結果は各府県の報告書が作成されていたり、教育会雑誌などに断片的に所収されていたりするが、これらの府県史料を全国的に渉猟したうえで全体的な考察を行う。

個性調査に関しては、すでに明治前期から生徒管理、および修身の行状評定の必要から操行査定などといった名称で、子どもの性の評価(調査)が行われていた。個性調査は、明治末の個性教育論によってこの操行査定が再定義されたものである。こうした前史も含め、訓育や管理の目標内容の変化との関連も踏まえながら、個性調査の、とくに教育評価論上の意味について考察する。

なお、本研究では、この時期の学力調査・個性調査の性格をより明確にするために、教育学理論上の位置づけ、教育評価理論・制度・実践における位置づけ、教育実践における顕著な影響も合わせて分析する。

検討の対象とする時期は、小学校の教育評価が「考査」と呼ばれるようになり、学力調査、個性調査、その他各種の教育調査が流行する1900年代半ばから1930年代までとする。

## 4. 研究成果

### (1)明治末～大正期の学力調査に関して

#### ①前史

明治末以降の各府県で広く行われた学力調査の直接的契機となったのは、文部省が1905年3月に関東地方を中心に行った学力調査とその結果報告(『官報』第6644号、8月22日)「児童ノ学力ヲ調査スル」ことを提唱した「小学校教育ノ内容改善督励方」(9月11日、普通学務局通牒、巳発普233号)であった。しかし、これ以前にもこれに類した動向はあった。

まず、古くは学制期以来の「比較試験」がそれである。これはいわば一種の学力コンテストであったが、1891(明治24年)の小学校教則大綱の文部省説明により禁止された。

その後、1900年の小学校令の全部改正時に、文部省は教育学者乙武岩造らに命じて全国の師範学校附属小学校の学年末試験成績について、問題・答案・採点等を調査し、「尋常小学校卒業生は、読み書き及び日常の計算上に差し支えない素力を有しているか」「単級編制と多級編制の教育効果の差異」等々を

考察し官報に掲載している（第 5184 号—5186 号，1900 年 10 月 10 日—12 日）。ここでは、義務教育年限延長、普通教育の教科の種類等を論ずるには、このような学力調査が有効であるとして、各地方で調査を行う際の方法を付記している。

この調査の影響かどうかは定かでないが、1905 年以前にも、地方において学力調査が少数ではあるが行われていた。例えば、香川県では、県が主宰して、児童の勉学奨励の一方法として、各郡市の高等小学校 1 ないし 2 校を選び、綴方、読方 2 科目の試験を行っている（『香川新報』1903 年 11 月 20, 21 日付）また、例えば、山口県では、河内芳輔個人が、算術科教授上研究のため、県下 8 郡 34 小学校の賛同を得て 921 人（高等科 4 学年第一期）に算術の試験を実施し誤答分析などを行っている（「算術科に対する児童の観察力試験」『防長教育』36, 1904.9）。

### ② 文部省調査とその影響

府県における学力調査実施の本格的契機となったのは、先述した 1905 年の文部省の学力調査とこれに関わる通牒であった。

この調査の目的は、対象学年（尋常科 4 年，高等科 2,4 年）児童の「学業成績ノ大要」を知ることであり、対象校は東京高等師範学校附属小学校ほか東京府 5 校，静岡県，山梨県，群馬県，千葉県各 3 校で、尋常科 4 年 21 学級，高等科 2 年 20 学級，高等科 4 年 18 学級，調査科目は尋常科 4 年と高等科 2 年が修身・国語・算術 3 科目，高等科 4 年ではこれに地理・日本歴史・理科を加えた計 6 科目であった。調査結果は、学校毎・教科目毎に「著シキ優劣アルヲ見ル」といった総評と誤答分析を含む各教科の解答の特徴が分析されている。成績処理の特徴は、百点法を採用していないことで、各科目とも甲乙丙丁の 4 段階として、段階の人数・比率で処理されている点である。1891 年の小学校教則大綱も文部省説明で、学業成績評価において百点法を禁じたことと関連があると思われる。

1900 年の調査と異なるのは、この結果に基づいて、「各校平均ノ上ニ於テハ先以普通ノ成績ト認メラレ」るが、各校・各教科ついてみると格差が激しく、中には「学年相当ノ実力ヲ認メカタキモノ」が存在しており、もし全国調査をすれば一層甚だしい「不成績」の者が存在するであろうとし、小学校教育の内容改善のために、視学の巡視を増やすなどの方策と共に児童の学力調査を行うことを提唱した通牒を發した点である。この通牒が府県の学力調査を促す直接の契機となった。

### ③ その実態—先発の府県—

この通牒に対し、文部省の調査に協力していた、東京府，千葉県，群馬県などは直ちに

反応している。

例えば東京府では、1905 年 9 月 28 日に「小学校児童学力調査規程」（東京府訓令第 28 号）を發し視学（府，郡，島庁，市）に学力調査の権限を与えたが、これと前後して、9 月 16 日から 10 月 6 日まで、日割りを決めて、各郡 3 校，市内 6 校に男女両師範学校附属小学校を合わせて 32 校の尋常 4 年生に対し国語・算術の学力調査を行っている。その結果については、「尋常四学年の国語，算術の成績甚だ佳良ならざるを証するものと云はざるをえず」とし、その原因の一端は「教授上の注意足らざるところあるに依らずんばならず」として、誤答分析等に留意して教授するよう求めている。成績に関しては文部省調査と同様百点法を使用せず甲乙丙丁の評語で統計処理している。注目されるのは、各校別の成績が公表されているのだが、この点に関して「備考」として、学校，学級毎に諸種の事情があるので、「各学校別の成績は単に該学年に於ける当該教科の成績を表すに過ぎず之を以て直に当該学校全般の成績を推測し或は当該学級現在受持教員の優劣を判定するが如き誤解なからん事を要す」としている点である。学期期以来行われていた比較試験では、評価され表彰されるのは主に個別の児童であった。ここでは、学校や学級（担任教員）が評価される立場に転じてきていることが見て取れる。（「小学校成績調査概況」『東京教育雑誌』194, 1906.2）。なお東京府では、翌年も同様の学力調査を行っている。

また、群馬県では、1905 年 12 月に「学業成績調査」を行っている。対象学年，科目は文部省の行った調査と同様で、（おそらく）全小学校を対象としたものであった。結論としては、各学科とも概して成績不良で、とくに高等 2 年の成績が悪い，各学年とも算術科の成績が極めて悪いなどとしている。なお、ここでは百点法が採用されているが、悉皆調査であり紙幅の関係もあってか、学校別の成績は公表されておらず、郡市別の集計が為されている（「小学校児童学業成績調査」『上野教育会雑誌』220, 1906.2）。ただし、郡別ではあっても他の郡市と比較対照されることは避けがたい。勢多郡では 1906 年 3 月の小学校長会で郡長が、昨年 12 月の県の学業成績調査では、成績が十分とは言えなかったので「学校長は毎年一回位便宜の時機において学業成績調査を為し教授上の参考に資すると同時に児童の努勉心を鼓舞」するように指示している。県の調査が郡の調査を促す契機となっていることがわかる。（「勢多郡長の訓示」『上野教育会雑誌』222, 1906.4）

さらに、千葉県では、1906 年 3 月に、東京都同様各郡から数校を抽出して学力調査を行っている。対象学年，科目は群馬県と同じく文部省の調査と同様であった。採点は十

点法を採用している。結果については、教科毎の「通弊」その矯正方法とともに、学校毎の成績表（教科別、学年別、性別）が掲載されている。なお、千葉県の特徴は、壮丁教育調査とこの在學生に対する学力調査を一体のものとして捉えているところである（千葉県『明治三十八年千葉県統計書 第三巻 学事の部』）。

なお、府県主催のこうした学力調査はかならずしもその後毎年継続的に行われたわけではなかった。そうした中で、初期の段階から調査を始め継続的に調査を行った府県に京都府がある。京都府では、図に示したように1905年から数年に渡り、各年度により調査の主題を変え、したがって調査学年や教科目、調査形態を変えながら継続的に学力調査を行っている。1913年度には、郡市毎に独自に行っている学力調査に譲ると言う理由で府主催の調査は終了している。

図 京都府の児童学業成績調査

年度	学年	教科目	調査形態
1905	尋4	修身・読方・書方・綴方・算術	抽出
1906	尋4・高4	綴方・算術・地理・理科	抽出
1907	高2	読方・算術・歴史	抽出
1908	高2	読方・算術・地理・理科	抽出
1909	尋6	図画	抽出
1910	尋6・高2	修身(教育勅語)	悉皆
1911	尋6	歴史・理科・地理	悉皆
1912	不詳	不詳	不詳

#### ④その実態—後発の府県—

以上の府県の動向は、小学校教育の内容改善を目的とするという文部省調査の流れを汲む者であって、あからさまに地域・学校・学級・個人間比較を行い、競争を組織して教育効果を引き出そうとするものではなかった。しかし、後発の府県の学力調査にはこうした傾向も現れてきた。例えば秋田県では明治43年2月11日「学力比較考査規程」（秋田県訓令甲第12号）によって小学校については郡市を単位に郡市長を主催者として「学力比較考査」を行うこと、その為に郡市ごとの「学力比較考査規程」を制定することとした。これを受けて各郡市は規程を整備し学力調査をおこなった。注目すべきは、郡毎に成

績優秀者「優良生徒」を県に推薦させ、県がこれを表彰している点である。また、小学校だけでなく中等学校も対象としている点も新野動向と言える。さらに、「比較考査」という名称も、起案時には「学力調査」規程であったことをみると、学制期以来の「比較試験」の復活ともみることが可能かも知れない。

（「明治四十二年一月ヨリ四十三年十月マテ内務部教兵課事務簿」）。(なお「比較考査」という名称は、山形県、福島県、香川県等でも見られる)。

今ひとつの事例を大分県に見てみよう。

1910年6月1日付内務部長より各郡長宛通牒「小学校児童学業成績ニ関シ通牒」では、「児童学業成績に至ては尚未だ遺憾の点少なからぬ様相認め」るので、来年2月～3月に小学校児童学力調査施行する、については「貴郡内に於ても一段の好成績を得る様精々御督励の上」、郡内各小学校の成績を申報（具体的には、郡内各学校単位の各教科の成績を、郡内の統一試験等成績を踏まえて報告）するように命じている。県は申報された書類に基づき各郡の優秀校上位2校を選び、県主催で「学力試験」を行い、其成績に基づいて各郡1校を表彰し、各校に賞金50円を与えている。確かに、郡の中には、統一試験の誤答分析や講評を行っているところもある。しかしながら、「奨励」という名で、試験成績による褒賞をめぐる学校間競争を組織しようとしていることは明白であろう。（「児童学力調査に関する郡役所報告一件学務課（明治44年3月）」）

#### ⑤その実態—全体の傾向—

以上の事例は、何らかの形で府県が絡んで実施された学力調査であった。府県の中には学力調査に関与しない府県もあった。実施主体で言えば、この他に郡市が主催するもの、郡の一部（部）が行うもの、学校独自に行うものなどが見られる。とくに郡市単位で行うものは、その目的として教育内容改善のための資料を獲得するためといったことが謳ってある場合でも、その多くが悉皆調査で学校毎に成績を公表する場合が多く、「競争」による「奨励」を真の目的とする場合が多い。

また、この点と関わって、学制期以降の比較試験の中には、教育会主催の試験もあったが、この時期の学力調査には、教員団体である教育会はほとんど関わっておらず、県、郡など行政が主催する場合がほとんどであった。とくに郡主催の悉皆調査などは、行政による学校評価、教員評価という性格が強いものであった。このため、試験準備教育がはびこることになった。例えば、1916年京都市が行った学力調査では、その計画が発表されてから「学校では周章狼狽して、之が応急策に熱中」し、「日曜にも児童を招集した。放

課後から引続いて点灯時まで特別教授をやらせた学校もあった」という（「所謂比較試験」『京都教育』285, 1916.3.）。

その他、調査教科の特徴、調査問題や成績処理の特徴などは紙幅の関係で省略する。

#### ⑥学力調査批判題

学力調査には当然批判もあった。主要な批判をあげると、

(a)第2次小学校令下で比較試験を禁じ、さらに第3次小学校令で「試験」から「考査」へと転換したのに、再び「試験」を行うことはこうした法の精神に反する。

(b)調査教科だけに力が集中され、他の教科がおろそかになり、また、誤った結果主義によって詰め込み教育となったり、試験準備教育がはびこるなど、本来の教育活動が阻害される。

(c)「比較試験」といっても、学校間・学級間にあらかじめ甚だしい学力・素質等の差異があり、教師の教授のあり方にのみ差異の原因を求めるのは不合理である。

などである。

#### ⑦学力調査の機能

調査に基づく誤答分析やその原因の探求が行われるなど、文部省が意図したような小学校の「内容改善」という機能を持ち得たのは事実である。また、学力水準の高低や格差などの実態を明らかにしたことも事実である。しかし明らかにした実態を、制度や政策にフィードバックする志向は弱く、多くは教材・教授法、教師の資質といった点のみが問題にされる傾向が強かった。

他方、郡単位で行われたすべての学校を対象とした学力調査は、試験によって学校・学級・子ども、そして教員間の競争を組織して、これによって学力向上を図ろうとするものであり（「比較試験」という名称が端的にその性格を示している）、この目的どおりの機能を果たしたと言える。

#### (2)明治末～昭和初期の個性調査に関して

##### ①前史

個性調査は、明治10年代に修身の評定上の必要から発生し、1891年、小学校教則大綱制定に伴う文部省説明中の、「各児童ノ心性、行為、言語、習慣、偏癖等ヲ記載シ道徳訓練上ノ参考ニ供ス」ことの奨励、1900年小学校令施行規則で制度化された学籍簿における生徒平素の品性・行為を考査し評定する「操行」欄の設置と進級卒業制度における「試験」から「考査への転換」といった政策動向を背景に、各学校で作成されてきた「操行査定簿」「性質品評表」「訓練簿」「児童観察録」といった行状、操行査定原簿となる資料を前史としている。すなわち、それ

は、訓育・管理の評定と指導の必要から発展した「操行査定簿」の類が、この時期の個性尊重の主張に媒介されて、教育全体の基礎資料を提供するものとして再編されるに至ったものである。

##### ②明治末～大正初期の個性調査とその特徴

明治末～大正初期の個性調査に関する所論には以下のような特徴がみられる。

＜個人的差異の認識＞まず、これまでの児童の分類は概ね、年齢、男女、情意的方面では4気質、知的方面では優等・普通・劣等児といった区分を中心とするものであったが、「児童の個性は、吾人の思想するより以上に、千差万別である」というように、実験教育学の導入等を背景に、こうした分類で捉えられない個人的差異が存在するという認識が形成されてきた。また、「注意連想記憶等の精神状態が如何に教授等の効果に大影響あるかを学びたるも、未だ其等能力の差別と養成とに勉めず」という反省が、個性調査を促進する動機となっている。

＜調査項目・観点＞(a)調査の体系的・系統性を重視して、子どもと、これをとりまく環境を分析して詳細な項目を設定し、調査の精緻さを増す傾向と、(b)教育における実践的有効性を重視して、包括的項目毎に児童の顕著な特徴を記述する傾向が区別される。

(a)では、さらに、(i)「個性は多く境遇の産物である」として子どもをとりまく環境の差異を重視するものと、(ii)環境も含めた体系的調査を標榜しつつも、とくに子どもの心理機能を精細に調査しようとするものがみられる。(i)について、例えば、栗岡松次の実施した調査項目を見ると、「学校と児童」「家庭と児童」「社会と児童」「自然と児童」といった大項目のもとに下位項目がもうけられ、調査に基づく「矯正に対する学校の意見」「矯正に対する学校の方法」「家庭における反応」「将来において学校のとるべき方針」を記入する欄を設けている。ここでは、矯正方法の項が「家庭訪問」「保護者の会合」「学校と家庭との通信機関」の3項目からなっており、家庭との連携を重視していることが特徴的である。

(ii)については、実験教育学、実験心理学の影響が大きい。たとえば、神野浅二郎が示した調査項目は「身体的特性」「精神的特性」「境遇的特性」の3大項目からなるが、このうち「精神的特性」は、感覚・注意・記憶等、感情・意志・気質等16項目からなっており、そこでは、記憶の型などの類型を記入することになっている。

こうした方向に対して、「形式項目を如何に詳細に規定しても実行されず、利用されないのは無効である」として、簡略化の方向を志向するものがある。たとえば榎山栄次は、

「包括的形式を」とり、「特異な性質」をもち、これを踏まえ、観察の観点は分析的に詳細に設定しながら、大項目毎に特徴的なことを総合的に文章記述する、あるいは、特定の子ども（「劣等児」など）のみ詳細に記入するといった主張もなされている。

＜個性調査簿の機能＞ 個性観察および観察簿の機能については、個々の児童の発達を継続的・累加的に記録することにより、個性の発達に応じた指導を行うための原簿とみる見解が現れてきている。遺伝、環境、教育が如何に作用して、如何なる結果を生じているのか、その「変化の跡」を記したものが個性観察簿であり、「児童を本位として整理する教育の準備及び締括り」であるとするような見解にみられる。こうして、永続的、発達の観察が強調され、個性観察簿は担任教師が代わっても「順序的発達の前後脈絡ある取扱方」を行うための資料であるといった主張もなされている。また、個性観察簿を「学籍簿の内容的事実を詳録したもの」という位置づけもなされている。この時期の法定表簿たる学籍簿が継続的・累積的な教育資料となりえていない状況のもとで、個性調査簿の機能を教育原簿として捉えようとするものとして注目される。

＜調査の方法＞ 学校における日常的観察だけでなく、観点項目を設定しての系統的観察、実験が説かれている。このため、児童に接近して作業や遊戯をともにすること、他の教師、児童生徒同士の観察を取り入れること、児童との個別面談、日記などを資料とする事などが主張されている。児童の環境調査にあたっては、家庭訪問や父母との懇談、親に対する質問紙による調査などが提案されている。なお項目毎の記入の方法は、簡単な評語ないし文章に依っていた。

### ③大正期半ば以降の展開

知能検査が大正期半ば以降になると実用化されてくる。それは、個人差を客観的に測定しその格差の存在そのものを明らかにし、同時に児童の分類の客観的技術を提供した。これまでは、教師の観察が個性調査の主たる方法であったが、ここに知能検査が取り入れられることになった。こうして「科学化」した個性調査をもとに、この時期から昭和初期にかけて、明治末の流行以来再び、多くの特別学級が設置されている。また、植崎浅太郎らによって算術等の教育測定が行われるようになると、これを個性調査の資料としたり、これまでの学力調査に代えて、これを取り入れる動向も現れている。

こうして「科学的」方法による個性調査は、これをもとにした学級経営論を導出することになった。

たとえば、及川平治は、1925-26年、コロンビア大学で教育測定学を学び、帰国後は、知能検査や、自ら開発した習慣態度養成の客観的標準とその測定に基づいて、カリキュラムを含む学級経営を提唱、実践している。また、例えば、奈良県郡山尋常高等小学校の、昭和初期の学級経営案をみると（「昭和4年度 学級経営案 郡山尋常高等小学校」）すべての学級で児童調査等と称する個性調査が行われ（調査項目は、父母の職業、性格、能力、身体上の特徴等々）、そして知能検査と学業成績の結果が対照され、そこから何らかの指導方針が立てられている。こうした調査により、優等児に対する指導、劣等児に対する指導、あるいは、学級内の個人個人に対する指導方針が立てられようとしている。明治末の個性調査では、その項目をどのように設定するかが主要な課題であったが、この時期においては、調査に基づいて学級内の個人個人についてどのような教育方針を導き出すかが主要な課題となってきたことがわかる。

### (3)学力調査と個性調査

履修主義のもとで学級内の学力格差が広がっている中、学力調査によって学力格差が確認され格差の解消（学力増進）の措置が求められるが、諸種の条件整備（例えば正教員の確保、学級定員の削減）抜きでその実現は困難であった。個性調査による素質・環境の個人間差異の確認は、学力格差容認の根拠を提供し続ける機能を果たした、と思われる。

なお、この関係についての全面的検討は今後の課題としたい。

## 5. 主な発表論文等

### 6. 研究組織

#### (1) 研究代表者

山根 俊喜(YAMANE TOSHIKI)

鳥取大学・地域学部・教授

研究者番号：70240067

#### (2) 研究分担者

なし

#### (3) 連携研究者

なし

